「軽度利用者の福祉用具貸与状況調査」(06/08/28)

【調査概要】

■ 調査方法: インターネットリサーチ

■ 調査地域:全国

■ 調査対象:ケアマネジメント・オンライン会員(26~74歳のケアマネジャー)

■ 調査日時: 2006年8月3日~8月10日

■ 調査主体:株式会社環境新聞社 『明か774755 編集部 株式会社インターネットインフィニティー

※今回の調査データは「軽度利用者の福祉用具貸与状況調査」のダイジェスト版です。 詳細は月刊ケアマネジメント9月号で掲載されます。 月刊ケアマネジメント最新号詳細について お楽しみに。

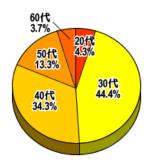
●調査結果●

回答者の属性

有効回答数: 324サンプル(男性122・女性202)







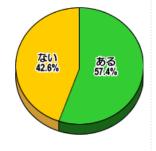
問 [軽度者の福祉用具利用について、行政からの案内や指導について]

質問内容

平成18年度4月以降、区市町村(保険者)から軽度利用者(経過的要介護・要支援1・要支援2・要介護1)の方々の福祉用具利用について、案内や指導を受けた事はございますか?(2択)

● 回答

約半数強の57.4%があると回答したが、一方で42.6%が行政から何の説明も受けていないと回答している。



<ベース> 全員(n=324)

問 [福祉用具貸与・経過措置期間終了後の主な対応について]

2 智問内密

祉用具貸与に関する経過措置が終了した後に軽度利用者に対して主にどのような対応を検討されていますか?(8択)

※利用者の状況に応じてケースバイケースと考えられますが、基本的な姿勢を1 つお答えください

● 回答

何らかの形で保健サービスとしての福祉用具貸与を継続させるつもりと回答した層が24.3%を占め、私費の福祉用具レンタルや購入を勧めると回答した層が合わせて34.3%となった。全体的に回答がバラつき、判断しあぐねているという現状が浮き彫りとなっている。

その他 3.1% 福祉用具を 止め、他の サービスを 勧める 0.3% 現在検討中 22.8% 私費レンタル を勧める 20.1% 私費以ンタル を勧める 19.4% 福祉用具をの ものを止める 19.4% 福祉用具をの ものを止める 13.3% 私費以ンタル を勧める 14.2%

<ベース> 全員(n=324)

問 [軽度者向け福祉用具貸与サービスについての意見]

質問内容

-改正介護保険法施行後の軽度者向け福祉用具貸与サービスについてご意見がございましたら教えてください (自由回答)

4 回答

※ 回答の一部をご紹介いたします。

岐阜県 39歳 女性 安易に介護度だけで福祉用具の利用を制限するのはおかしい。たしかに必要のない人もいると感じている。しかし逆

に軽度の人でも福祉用具のおかげで生活できている人だっていると思う。

東京都 47歳 女性 闇雲に福祉用具を取り上げないで欲しい。

島根県 55歳 女性 一人一人状態が違う為、本人、主治医、事業所と検討する必要がある。また、市町村によって対応が違うと言うことだ

が、理解されない方には市町村から、文書でもと思ったり・・・頭が痛い。

滋賀県 46歳 男性 一律にダメというのではなくケースバイケースで判断して欲しい。

神奈川県 31歳 男性 地方自治体ごとに対策、援助を検討してほしい。

東京都 45歳 女性 一律に中止というのは、やはり納得はいきません。ケースバイケースで、申請により利用を許可するような処置がとら れないものかと考えております。 長崎県 31歳 女性 一律のサービスになっており、本当に必要なものが受けられない状態はおかしいと思う。

群馬県 53歳 男性 一律禁止は画一的すぎる。個別ニーズをプランに反映することが困難。

神奈川県 31歳 男性 何でも一律に決めてしまうのは困る。

愛知県 33歳 女性 一律的な改悪であり、大義名分とは裏腹に軽度者のADLやモチベーションを低下させるものだと思います。一番困るの は本人と現場のケアマネジャー。一刻も早く改善法が出ることを望みます。

大阪府 31歳 男性 何ができないかによって福祉用具を利用できる種類が決定される認定調査のシステム作りをすることで、個別に合わ せた福祉用具の使い方ができるようになるのではないかと思う。

宮城県 36歳 女性 何が何でもだめ!という考えはやめて欲しい。介護保険課に相談すれば臨機応変に対応するといっていたが、結局認 めない意向の方が強い。本当に困っています。

宮城県 50歳 男性 認定調査において、ベット利用の現状評価ではなく布団での仰臥位からの起き上がりの出来る評価に変更すべきであ る。そうすれば、本当の能力評価が出来ると思う。

山梨県 33歳 女性 認定調査をきちんとした役所職員が行い、公平な立場できちんと調査を行ってほしい。

栃木県 36歳 男性 必要性が低いのに支給していたケースもあるので線引きは必要であり妥当だと思う。 一方、利用者にとってベットが 必要であることを前提に、価格に競争原理が働いていないと感じるので、種類別の支給限度額を導入し福祉用具に 1000単位くらいあっても良いのではないか。

新潟県 41歳 女性 病気によっては病状と介護度はリンクしていないのが現状なので、せめて市の判断や主治医の意見を総合的に考慮し てレンタルしなければ介護度が重症化すると思われる方には、柔軟な対応をしていただきたい。

東京都 37歳 男性 例え軽度者でも、福祉用具を効果的に使える事で初めて自立し、安全な生活が送れている方が大勢います。全て制限 するのではなく、住宅改修給付のように個々の事情によってきちんと必要な理由を確認し、使用を認めるなどの幅を持 たせていただいても良いのではないでしょうか?

青森県 30歳 女性 軽度者が福祉用具を利用する事により、日常生活が自立しているケースもたくさんあると思います。 自立を考えるので あればこそ、軽度者にも福祉用具の貸与をしなければならないのでは?

茨城県 53歳 女性 軽度者だからといってもそれぞれ身体や介護者・環境により福祉用具も必要な場合がある。疾病や医師の意見・サー ビス担当者会議開催(保険者の出席があれば尚良い)等により必要となれば、福祉用具貸与の継続をお願いしたい。

徳島県 46歳 男性 軽度者にとって、特殊寝台が必要なときは、概ね夜間と早朝と思われます。夜間の排泄及び、起床時の立ち上がり等 が安全にできれば、日常生活には困らない方が多いと思われます。しかし、特殊寝台が利用できないことによって、 朝、起きられず閉じこもる方が増えるのではと、懸念しています。/td>

千葉県 48歳 男性 軽度者にも、レンタルしなければ、ならない理由があると思う。

東京都 50歳 女性 軽度者に必要が無いと考える今回の改正がおかしい。必要性があったのだから利用していたのである。

■ 調査データの転載・引用をご希望の方、本調査に関するお問い合わせはこちらまで ■

株式会社インターネットインフィニティー ケアマネジメント・オンライン事務局 担当:藤澤

TEL:03-3863-8359 E-mail:pr@caremanagement.jp